

ゆうあい共済 運営マニュアル

(2020年4月1日改訂版)

(2021年6月1日一部改訂)

(2025年10月1日一部改訂)

(2026年1月1日一部改訂)



三菱自動車ふそう労連

はじめに

ゆうあい共済は、相互扶助を目的に友愛と信義に基づき労連に加盟する全ての加盟組合の皆さんが、加入しているスケールメリットを活かした共済制度として、労連創設 10 周年記念事業の一環としてスタートしました。また労連創設 30 周年にあわせ、制度の充実を目的に、給付項目の見直しを行い自家共済化し、新たな制度として再スタートしました。

その後、更なる充実に向け給付項目の追加など幾度かの見直しを繰り返してきましたが、今般、多発する自然災害への対応や長期傷病の増加などから給付額が増大したため、ゆうあい共済の継続的な運営と自然災害に対する安定給付を目的に 2020 年 4 月 1 日より「新たな ゆうあい共済」として暫定運用をスタートすることとなりました。

2026 年 1 月 1 日から、本人死亡・重度障害給付項目について、従来の「見舞い型」から「支援型」の要素を加えた、明治安田生命保険相互会社の『弔慰金・遺族支援制度』を導入することになりました。

また、給付項目の追加、給付額の一部見直しをおこないました。

組合執行部・機関要員をはじめ、各組合員の皆さんに共済制度の周知を宜しくお願いいたします。

共済掛金

ゆうあい共済掛金は 3 つのプランから構成され、加盟組合は必ずいずれかのプランに加入していただき、組合員 1 名につき下記の加入プランに応じた掛金を毎月納入していただきます。

ダイヤプラン：360 円

ゴールドプラン：240 円

シルバープラン：120 円

申請期間

加盟組合は、組合員またはその遺族が給付を受けようとするとき、別に定める申請書に記入のうえ必要書類を添付し、事由の発生後 180 日以内に事務局へ届け出するようにお願いいたします。

180 日を超えて申請があった場合、原則として共済金が給付できなくなりますのでご留意ください。

共済給付＜給付項目＞

給付項目の見直しを行い＜慶弔共済＞＜住宅災害共済＞＜組合活動災害見舞＞の 3 本柱の共済制度として運営し、近年多発する甚大な自然災害にも対応しうる制度として 2020 年 4 月よりスタートしました。

さらなる給付の充実に向け、今後の給付状況を注視し共済制度としての提携など、検討を進めてまいります。

＜慶弔共済＞

組合員本人の死亡、重度障害、長期傷病、重度の精神疾患、結婚、出産、配偶者死亡、父母死亡、子女死亡、死産

＜住宅災害共済＞

火災・落雷・爆発・車輛飛込み、自然災害（見舞金）地震など・風水害

自然災害（見舞金）床上浸水（全床 50%以上）

※自然災害等による給付については、自治体の罹災証明をもって被災状況の上位項目および特記事項を優先し判断の上支給する。

《組合活動災害見舞》

組合活動中の災害

給付条件《慶弔共済》

給付については、下記細部事項を含めた給付条件を満たす事案について給付します。

《慶弔共済》

給付項目	給付条件	細部事項																				
本人死亡	死亡の原因は問わない	* 重度障害との重複支給はしない。 * 明治安田生命 弔慰金・遺族支援制度																				
重度障害	組合員が病気や不慮の事故によって、重度の障害を受けた時	* 認定基準は身体障害者福祉法の認定基準（１級～３級）による。 * 本人死亡との重複支給はしない。																				
長期傷病	組合員が私傷病、および労働災害（含む通勤災害）により、１ヶ月以上の連続とした長期療養のため休業をした時	* 長期傷病については、上記基準に基づき１ヶ月経過毎に給付する。 * 有給休暇を使用して休業した場合も通算する。 * 同一傷病による連続給付の限度は３６回とする。 * 申請は、事由終了後（休業明け）もしくは毎月ごとに申請する。 * 重度障害と重複していても対象である。（第 26 期第 2 回共済委員会より）																				
重度の精神疾患	組合員が重度の精神疾患と認定された時	* 初めて精神障害者保健福祉手帳を取得した場合。 * すでに取得している場合。 * 精神障害者保健福祉手帳を更新して取得した場合は、更新毎に支給をおこなう。																				
結婚	組合員が結婚した時	* 結婚給付の対象は、法律上の婚姻および内縁関係																				
出産	組合員の子女が誕生した時	* 出産給付の対象は、組合員本人または、配偶者の出産とする。（子女１人につき給付）																				
配偶者死亡	組合員の配偶者が死亡した時	* 入籍されている配偶者をいう。 * 入籍されていなくとも生計を一にし、事実上婚姻関係にあるものも含む。																				
父母死亡	組合員の父母が死亡した時	ア、同居別居を問わず組合員本人の父母をいう イ、養子縁組先の父母も父母とみなす ウ、義父母は同居している場合のみ父母とみなす <table><tr><th colspan="2">（○印に支給）</th><th>実父母</th><th>養子縁組先</th><th>義父母</th></tr><tr><td colspan="2">未婚組合員</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>既婚</td><td>同居</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>組合員</td><td>別居</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr></table>	（○印に支給）		実父母	養子縁組先	義父母	未婚組合員		○	○	—	既婚	同居	○	○	○	組合員	別居	○	○	×
（○印に支給）		実父母	養子縁組先	義父母																		
未婚組合員		○	○	—																		
既婚	同居	○	○	○																		
組合員	別居	○	○	×																		
子女死亡	組合員の子女が死亡した時	* 組合員の子女とは、実子、養子縁組ならびに組合員と生計を一にしている場合の配偶者の子供をいう。																				
死産	組合員の子女が死産した時	* 妊娠７ヶ月経過後をいう。また、出生後１４日以内に死亡した場合には、死亡弔慰金のみを給付し、出生祝金は給付しない。																				

※長期傷病と重度障害の重複対応について

組合員であれば基準に基づき、重複給付を行う。死亡と重複した場合は、下記の通りとします。

- | | | |
|----------------|---|------|
| ① 重度障害給付後死亡の場合 | ⇒ | 給付なし |
| ② 長期傷病給付後死亡の場合 | ⇒ | 給付する |

給付条件《住宅災害共済》

給付については、下記細部事項を含めた給付条件を満たす事案について給付いたします。ただし、自然災害などの給付については、自治体の罹災証明書をもって被災状況の上位項目および特記事項を優先し、判断のうえ給付します。

《住宅災害共済》

- ・火災（消防冠水含む）、自然災害により家屋または家財が罹災した時
- ＊住宅災害（風呂の空焚き含）は罹災証明書が発行される被害に限ります。

① 火災・落雷・爆発・車輛飛込み

給付項目	給付条件	細部事項
全焼・全壊 (70%以上)	自治体の罹災証明書が発行され全焼または全壊が確認できるとき (被災状況を証明できる写真の添付)	＊居間または寝室を含む住宅施設の 70%以上の焼失、または家財の 70%以上の焼失をした場合 ＊火災（消防冠水を含む）自然災害が原因で家屋、家財の 70%以上が損害を受けた場合 ＊何れも生活の本拠を他に移さなければならない程度の災害をいう。
半焼・半壊 (50%以上～70%未満)	自治体の罹災証明書が発行され半焼または半壊が確認できるとき (被災状況を証明できる写真の添付)	＊居間または寝室を含む住宅施設の 50%以上 70%未満の焼失、または家財の 50%以上 70%未満の焼失をした場合 ＊火災（消防冠水を含む）原因で家屋、家財の 50%以上 70%未満が損害を受けた場合 ＊何れも生活に著しい不便を生じる程度の災害をいう。
一部損焼・一部損壊 (10%以上～50%未満)	修理のための費用にて区分に応じて支給する。(被災状況を証明できる写真の添付)	＊住居施設または家財の一部損焼、損壊 ＊火災（消防冠水を含む）自然災害および床上浸水などが原因で居住施設または家財の一部に損害を受けた災害 ＊何れも大きく生活に支障をきたさない程度の災害をいう。

② 自然災害（見舞金）地震など

給付項目	給付条件	細部事項
全壊・流出 (70%以上)	自治体の罹災証明書が発行され全壊が確認できるとき (被災状況を証明できる写真の添付)	＊自然災害が原因で家屋、家財の 70%以上が損害を受けた場合 ＊生活の本拠を他に移さなければならない程度の災害をいう。
大規模半壊 (40%以上～70%未満)	自治体の罹災証明書が発行され大規模半壊が確認できるとき (被災状況を証明できる写真の添付)	＊自然災害が原因で家屋、家財の 40%以上 70%未満が損害を受け生活の本拠を他に移さなければならない程度の災害をいう
半壊 (20%以上～40%未満)	自治体の罹災証明書が発行され半壊が確認できるとき (被災状況を証明できる写真の添付)	＊自然災害が原因で家屋、家財の 20%以上 40%未満の損壊をいう。 ＊生活に著しい不便を生じる程度の災害をいう。
一部損焼・一部損壊	加入プランに応じて支給する。 (被災状況を証明できる写真の添付)	＊住居施設または家財の一部損焼、損壊 ＊自然災害および床上浸水などが原因で居住施設または家財の一部に損害を受けた災害 ＊大きく生活に支障をきたさない程度の災害をいう。

③ 自然災害（見舞金）風水害

給付項目	給付条件	細部事項
全壊・流出 (70%以上)	自治体の罹災証明書が発行され全壊が確認できるとき (被災状況を証明できる写真の添付)	＊自然災害が原因で家屋、家財の 70%以上が損害を受けた場合 ＊生活の本拠を他に移さなければならない程度の災害をいう。
大規模半壊 (40%以上～70%未満)	自治体の罹災証明書が発行され大規模半壊が確認できるとき (被災状況を証明できる写真の添付)	＊自然災害が原因で家屋、家財の 40%以上 70%未満が損害を受け生活の本拠を他に移さなければならない程度の災害をいう
半壊 (20%以上～40%未満)	自治体の罹災証明書が発行され半壊が確認できるとき (被災状況を証明できる写真の添付)	＊自然災害が原因で家屋、家財の 20%以上 40%未満の損壊をいう。 ＊生活に著しい不便を生じる程度の災害をいう。
一部損焼・一部損壊	加入プランに応じて支給する。 (被災状況を証明できる写真の添付)	＊住居施設または家財の一部損焼、損壊 ＊自然災害および床上浸水などが原因で居住施設または家財の一部に損害を受けた災害 ＊大きく生活に支障をきたさない程度の災害をいう。

④ 自然災害（見舞金）床上浸水（全床50%以上）

給付項目	給付条件	細部事項
150 cm以上	自治体の罹災証明書が発行され床上浸水が確認できるとき、また全壊などの判断がされたとき （被災状況を証明できる写真の添付）	* 床下計測により 150 cm以上の床上浸水が確認され生活の本拠を移さなければならない程度の浸水
100～150 cm未満	自治体の罹災証明書が発行され床上浸水として大規模半壊以上が確認できるとき （被災状況を証明できる写真の添付）	* 床下計測により 100 cm～150 cmの床上浸水が確認され生活に著しく不便が生じる程度の浸水
50～100 cm未満	自治体の罹災証明書が発行され床上浸水として半壊などの確認できるとき （被災状況を証明できる写真の添付）	* 床下計測により 50 cm～100 cmの床上浸水が確認され生活に不便が生じる程度の浸水

給付について

- ・住宅災害については、罹災証明書の提出と災害の状況が分かる写真の添付を基本とします。
- ・大規模自然災害の住宅災害給付は、被災規模より判断した上で、共済委員会の議を経て中央執行委員会で決定します。
- ・落雷災害に対する給付基準で、罹災証明書の発行がされない自治体については、「落雷による故障（破損）」と記載のある修理見積書の提出でも可とします。
- ・住宅災害における罹災証明書の発行について、発行に時間を要し請求期限（180 日）を超過する恐れがある場合については、被災状況が分かる写真ならびに見積書を事前提出し猶予期間とする。ただし、自治体の罹災証明書発行後すみやかに提出をお願いします。

【家屋、家財とは】

- （１）家屋とは、組合員が生活の本拠として居住する建物をいい、自宅、借家、間借、社宅の別を問わない。但し、別居（単身赴任は除く）している住居は給付対象としません。
- （２）家財とは、家屋以外で社会生活上に必要とする財産を指し、組合員が所有し管理する家具・衣類・その他の従物とします。
- （３）次のものは、対象としません。
 - ①門、塀、垣、デッキまたは別棟の物置および納屋、共用社宅の共用部分、その他建築図面上記載のない付属建物および建物付帯備品
 - ②貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物、その他これに類するもの
 - ③家畜、家禽（かきん）
 - ④車両運搬具

※その他の不明点については、都度状況を確認の上判断します。

《罹災証明に対する認定基準について》

- ・内閣府において令和 2 年 3 月に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が示されたが建物の構造により異なることから、労連ゆうあい共済における自然災害の認定について以下の通りとします。

内閣府における被害認定基準	ゆうあい共済における自然災害認定基準
全壊（損害割合 50%以上）	全壊・流失（70%以上）
大規模半壊（40%以上 50%未満）	大規模半壊（40%～70%未満）
半壊（20%以上 40%未満）	半壊（20%以上～40%未満）
準半壊（10%以上 20%未満）	一部損壊（20%未満）
一部損壊（10%未満）	

※給付額が実損額をこえる場合は、実損額を上限とします。

なお、実損額の 1,000 円未満の端数は 1,000 円単位に切り上げます。

参 考

以下の表はすべて『車両運搬具』である。（会計の有形減価償却資産から抜粋）

構造用途	細目			
特殊自動車	消防車、救急車、レントゲン車、防水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車			
	モーターシーパー、除雪車			
	タンク車、じんかい車、し尿車、霊柩車、トラックミキサー車、その他特殊車体を架装したもの	小型車（総排気量が2ℓ以下、ただし塵芥車などは2t以下）		
		その他のもの		
運送・貨物自動車業用・自動車教習所用の車両・運搬具	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く	小型車（貨物自動車にあっては積載量が2t以下、その他のものにあっては総排気量が2ℓ以下		
		その他のもの 大型乗用車（総排気量が3ℓ以上） その他のもの		
	乗合乗用車			
	自動車及びリヤカー			
	被牽引車その他のもの			
前掲以外のもの	自動車（二輪・三輪自動車を除く）	小型車（総排気量が0.66ℓ以下）普通軽自動車		
		その他のもの	貨物自動車	ダンプ式
				その他
			報道通信用	
			その他のもの普通自動車	
	二輪・三輪自動車			
	自転車			
	鉱山用人車・炭車・鉱車及び台車	金属製のもの		
		その他のもの		
	フォークリフト			
	トロッコ	金属製のもの		
		その他のもの		
	その他	自走能力を有するもの		
その他のもの				

※いずれの車両運搬具についても共済適用対象外とします。

給付条件《組合活動災害見舞》

組合役員または組合員等が組合活動に従事している間、または組合行事に参加している間に傷害を被ったとき災害見舞金の給付を行うとともに、傷害による本人死亡・重度障害給付を被った場合に、労連加盟組合が負担した費用に対し、ゆうあい共済とは別に災害見舞金の給付します。

- ①「組合活動」とは労連加盟組合、労連、上部団体の主催・共催する活動、具体的にはオルグ、研修、会議等
- ②「組合行事」とは労連加盟組合、労連、上部団体の主催・共催する行事、その他労連が認めた行事

【適用範囲】

- ①本人の配偶者
- ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

《組合活動災害見舞》

給付項目	給付条件	細部事項
①障害等級外治療	・厚生労働省が定める障害等級外治療（等級日数に満たないもの）については疾病の状況により都度判断し給付。	* 医療機関による診断書ならびに傷害の状況により都度判断
②入院見舞金	・組合役員、組合員等が傷害を被り、入院をした場合はその日数に応じ見舞金を支給	* 入院期間が証明できるものの提出により日数に応じて加入プランごとの見舞金を支給
③通院見舞金	・組合役員、組合員等が傷害を被り、5日以上通院をした場合は見舞金を支給 ・ただし、1事故に基づく通院申請は1回に限る	* 通院日数が証明できるものの提出により5日以上通院が確認できるとき加入プランごとの見舞金を支給
④手術見舞金	・組合役員、組合員等が傷害を被り、その傷害が原因で手術を行った場合はその費用に関わらず見舞金を支給	* 手術の証明ができるものの提出により、加入プランごとの見舞金を支給
⑤災害費用見舞金	・組合活動に従事ならびに組合行事に参加し、傷害を被った場合において、ゆうあい共済にて本人死亡・重度障害給付が共済規定により支払われた場合は、労連加盟組合が臨時に負担した費用に対して、加盟組合に対し災害見舞金を支給。 ・ただし、支払い原因となった事故から180日以内に要した費用に限る。	* 本人死亡・重度障害給付が共済規定に基づき支給される場合、加盟組合が臨時に支払った各種費用について都度判断し100万円を限度に支給

☆上記①～④については、組合活動中、組合行事参加中（組合活動、組合行事に参加する目的を持って通常の経路により住居を出発してから住居に帰宅するまでの間）の傷害に対して適用します。

☆⑤災害費用見舞金については、組合活動中、組合行事参加中（組合活動、組合行事に参加する目的を持って通常の経路により住居を出発してから住居に帰宅するまでの間）の傷害事故により、ゆうあい共済の本人死亡・重度障害給付が共済規定により支払われる場合に適用します。

支給の制限

次のいずれかに該当する場合は、この内規にもとづく災害見舞金を支給しません。

- ①事故が災害見舞金等を受け取るべき者の故意、重過失、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒酔運転または、麻薬等の使用によって生じた場合
- ②事故が核燃料物質等の有害な特性、戦争その他の変乱によって生じた場合
- ③事故が地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた場合
- ④治療目的以外の入院、他覚症状のない、むちうち症もしくは腰痛または精神障害
- ⑤労働者災害補償保険（以下この条において「労災保険」という）の給付対象となる傷害
但し、組合役員として労災保険に加入している場合において、当該労災保険の給付対象となる傷害についてはこの限りではありません。

届 出

組合役員および組合員等は、この内規にもとづく災害見舞金を受け取るべき事が発生した時は、事由の発生後から180日以内に、必要書類を整えたうえで労連に請求するようお願いします。

給付内容

共済給付金額については、下記表の通りとします。

共済給付＜慶弔共済＞

申請給付項目	加入プラン別共済金額		
	ダイヤ	ゴールド	シルバー
本人死亡	1,210,000 円	810,000 円	410,000 円
重度障害	1,200,000 円	800,000 円	400,000 円
長期傷病	12,000 円/月	8,000 円/月	4,000 円/月
重度の精神疾患※	7,500 円	5,000 円	2,500 円
結 婚	15,000 円	10,000 円	5,000 円
出 産 ※1	6,000 円	4,000 円	2,000 円
入学祝い（小学校） ※1	6,000 円	4,000 円	2,000 円
配偶者死亡	75,000 円	50,000 円	25,000 円
父母死亡 （義父母は同居の場合のみ支給）	15,000 円	10,000 円	5,000 円
子女死亡	15,000 円	10,000 円	5,000 円
死 産	15,000 円	10,000 円	5,000 円

共済給付＜住宅災害＞

火災・落雷・爆発・車両飛込み			
共済給付項目	ダイヤ	ゴールド	シルバー
全焼・全壊 （70%以上） ※1	720,000 円	480,000 円	240,000 円
半焼・半壊 （50%～70%未満） ※1	360,000 円	240,000 円	120,000 円
一部損壊・損壊 （10%～50%未満）	一部損壊・一部損壊給付の区分による		

共済給付＜自然災害（見舞金）＞

自然災害（見舞金） 地震など			
共済給付項目	ダイヤ	ゴールド	シルバー
全壊・流失 （70%以上） ※1	360,000 円	240,000 円	120,000 円
大規模半壊 （40%～70%未満）	240,000 円	160,000 円	80,000 円
半壊 （20%～40%未満）	120,000 円	80,000 円	40,000 円
一部損壊	60,000 円	40,000 円	20,000 円

共済給付＜自然災害（見舞金）＞

自然災害（見舞金） 風水害			
共済給付項目	ダイヤ	ゴールド	シルバー
全壊・流失 （70%以上） ※1	360,000 円	240,000 円	120,000 円
大規模半壊 （40%～70%未満）	240,000 円	160,000 円	80,000 円
半壊 （20%～40%未満）	120,000 円	80,000 円	40,000 円
一部損壊	60,000 円	40,000 円	20,000 円

※1 給付額については 2026 年 1 月 1 日以降の事由発生に適用する。

共済給付＜自然災害（見舞金）＞

自然災害（見舞金） 床上浸水（全床 50%以上） ※2			
共済給付項目	ダイヤ	ゴールド	シルバー
150cm以上	240,000 円	160,000 円	80,000 円
100～150cm未満	120,000 円	80,000 円	40,000 円
50～100cm未満	60,000 円	40,000 円	20,000 円

※2 自然災害などの給付については、自治体の罹災証明書をもって被災状況の上位項目および特記事項を優先し、判断の上支給します。

＜一部損壊・一部損壊給付の区分＞

実 損 額 ※3	ダイヤ	ゴールド	シルバー
360,000 円以上	162,000 円	108,000 円	54,000 円
10,000 円以上 360,000 円未満 ※4	45%	30%	15%
10,000 円未満	給付なし	給付なし	給付なし

※3 実損額とは、修理のための費用とし、修理費用が再取得価格を上回る場合は再取得価格を上限とします。なお、実損額の 1,000 円未満の端数は、1,000 円単位で切り上げます。

※4 実損額 10,000 円以上 360,000 円未満の給付額については、実損額に各プランの%を掛けた金額とします。

共済給付＜組合活動災害見舞＞

共済給付項目	ダイヤ	ゴールド	シルバー
障害等級外治療	360,000 円	240,000 円	120,000 円
入院見舞金	3,000 円/日	2,000 円/日	1,000 円/日
通院見舞金	15,000 円	10,000 円	5,000 円
手術見舞金	30,000 円	20,000 円	10,000 円
災害費用見舞金	1,000,000 円以内	1,000,000 円以内	1,000,000 円以内

受給申請の必要書類

本人死亡ならびに重度障害・住宅災害については共済給付の受給申請にあたり、つぎの書類を付し、労連に申請をお願いいたします。

	必 要 書 類
本人死亡 ※弔慰金・遺族 支援制度適用	・死亡診断書（写し可） ・受取人の戸籍謄本または抄本（写し可） ・保険金請求申請書 } 名簿提出状況確認後に必要な書類
本人重度障害 ※弔慰金・遺族 支援制度適用 （給付条件有）	・身体障害者手帳
長期傷病	・会社または加盟組合が発行する休業証明書 ・上記以外に休業が確認出来るもの（勤怠簿など） } いずれか1つ
重度の精神疾患	・精神障害者保健福祉手帳
住宅災害 （自然災害を含む）	・公的機関の発行する罹災証明書 ・写真 ・見積書、請求書、領収書のいずれか （一部損壊・損壊時ならびに自然災害における一部損壊時）

- ・本人死亡・重度障害については、別途配布の「支援型共済制度」運営マニュアルに詳細を明記。
- ・2026年1月1日から制度運用開始。
- ・事由発生日：2026年1月1日～

受給申請の留意点

- ・添付書類については、写しでも可とします。
- ・広域にわたる自然災害などで、地方自治体により『罹災証明書』が早期に発行されない場合には、本部の判断により不要とする場合があります。ただし、罹災証明書や修理見積りの遅延により申請が遅れる場合は、その旨を連絡の上、被災状況の確認のため必ず写真を添付することとします。

その他

①併給について

- ・同一の給付事由について、2名以上の組合員が受給資格を有する場合はそれぞれに給付します。

②給付の減額または停止

- ・給付事由が同時に多発した場合においても、自然災害見舞金については全額支給を基本とし、資金の運用に重大な支障をきたすおそれがある場合は、中央執行委員会の議を経て、適当な措置を講じることがあります。

③受給手続き

- ・加盟組合は、組合員またはその遺族が給付を受けようとするとき、別に定める申請書に記入のうえ必要書類を添付し、事由の発生後180日以内に事務局へ請求をお願いします。
- ・180日を経過した遅延申請については、特段の事情がある場合を除き原則給付しません。
- ・ただし、長期傷病や重度障害など、事由発生日が不明確な事由や本人確認および申請に時間を要する事由により申請期限を超過した案件については、遅延理由を精査した上で共済委員会の議を経て中央執行委員会で適否を決定し、給付をおこなうことがあります。
- ・尚、長期傷病等（産休・育休も含む）により休業中の場合は、上記の180日には休業期間を含まないこととします。
- ・本人死亡の給付後に、該当者に対するその他の給付項目の申請は受付しません。（遡及支給はしない）

④課税処理

- ・本共済給付金は、**課税対象外**とします。
- ・但し、本人死亡・死亡弔慰金については、共済金の受け取りが組合員本人からみて一親等以外の場合は、課税の対象となります。

⑤災害費用見舞金

- ・ゆうあい共済規定に基づき本人死亡、重度障害給付が支払われる場合に、労連加盟組合が臨時に負担した費用に対して、次に定める金額を限度に各加盟組合に対し災害費用見舞金を給付します。
- ・支払い限度額については、加盟組合に対する負担軽減の観点から組合員等の遺族または組合員等に支払う費用は各プラン共通 1,000,000 円以内の支払いとします。
- ・前項の負担した費用とは、次の各号に掲げる費用で、労連が妥当と認めた費用をいう。但し、ゆうあい共済規定の本人死亡・重度障害の支払原因となった事故等の日から、その日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

- ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の組合員等の葬儀に関する費用
- ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救援者費用
- ③事故現場の清掃費用等の復旧費用
- ④専従役職員等の代替のための選出に関わる費用
- ⑤その他、本人死亡・重度災害給付が共済規定の支払事由に直接起因して負担した費用

【受給申請の必要書類】

組合活動災害見舞については受給申請にあたり、次の書類を労連に申請をお願いします。

必 要 書 類	
共通必要書類・・・開催案内など、組合活動中であることが確認できる書類	
障害等級外治療	・事由発生時と事由発生日を含む 181 日後における医師の診断書
入院見舞金	・医療機関の証明書(診療明細書など)但し請求が 10 万円を超える場合は医師の診断書
通院見舞金	・医療機関の証明書(診療明細書など)
手術見舞金	・医療機関の証明書(診療明細書など)
災害費用見舞金	・加盟組合が費用を支払ったこと及びその金額を証明するもの

(※) 添付書類は写しでも可とする。

「メンタルヘルス・カウンセリングサービス」について

- ・メンタルヘルス・カウンセリングサービスについては、2020 年 9 月末をもって終了し、40 周年記念事業として見直しをおこないました。

(株)全国儀式サービスについて

- ・(株)全国儀式サービスについては、40 周年記念行事の一環でスタートしましたが、2025 年 9 月末で終了します。

終了事業

福利厚生サービス

- ①葬儀支援サービス制度 ②ライフサポート倶楽部 ③無料電話サービス

「ゆうあい共済」に関するお問合せは、労連共済担当職員又は総務担当まで

TEL 03-3453-1211
FAX 03-3453-1214

申請様式

- ゆうあい共済申請用紙・・・様式 1
- 休業証明書（作成例）・・・様式 2
- 組合活動中の災害証明書・・・様式 3

三菱自動車ふそう労連 ゆうあい共済 共済金請求書兼領収書

2026.1.1改訂版

全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会 御中

申請日 年 月 日

加盟組合名

代表者名

該当者 本人死亡の場合 は遺族が該当者 となります。	所属	氏 名 フリガナ	年齢	在籍証明欄 左記の者は、当労働組合員 (または組合員の遺族) であることを証明します。
事由発生日 年 月 日		加盟組合認定欄 本書の内容および別紙添付資料が 事実と相違ないことを確認し下記の 通り請求します。(加盟組合での 認定は必ず2名で行って下さい)		代表者
請求領収金額 (住宅災害は記入不要)		共済担当者		

申請給付項目		加入プラン別共済金額（〇印）			そ の 他
		ダイヤ	ゴールド	シルバー	
慶 弔	本 人 死 亡	1,210,000円	810,000円	410,000円	（組合員本人の氏名）
	重 度 障 害	1,200,000円	800,000円	400,000円	
	長 期 傷 病	12,000円/月	8,000円/月	4,000円/月	（期間） 月 日～ 月 日 ヶ月分 初回申請 ・ 継続（どちらか〇印） （申請 ヶ月目） （病名）
	重度の精神疾患※	7,500円	5,000円	2,500円	（組合員本人の氏名）
	結 婚	15,000円	10,000円	5,000円	（配偶者の氏名）
	出 産	6,000円	4,000円	2,000円	（子の氏名）
	入学祝い（小学校）	6,000円	4,000円	2,000円	（子の氏名） （生年月日 . . ）
	配 偶 者 死 亡	75,000円	50,000円	25,000円	（配偶者の氏名）
	父 母 死 亡 （養父母は同居の場合のみ支給）	15,000円	10,000円	5,000円	（父母の氏名） （続柄： ）
	子 女 死 亡	15,000円	10,000円	5,000円	（子の氏名）
死 産	15,000円	10,000円	5,000円		
住 宅 災 害		火災・落雷・爆発・車輛飛込み			
	全焼・全壊(70%以上)	720,000円	480,000円	240,000円	
	半焼・半壊(50～70%未満)	360,000円	240,000円	120,000円	
	一部損壊・損壊(10～50%未満)	共済規定運営内規による給付額（裏面①）			円（実 損 額） 円
		自然災害（見舞金） 地震など・風水害			
	全壊・流失(70%以上)	360,000円	240,000円	120,000円	
	大規模半壊(40～70%未満)	240,000円	160,000円	80,000円	
	半壊(20～40%未満)	120,000円	80,000円	40,000円	
	一 部 損 壊	60,000円	40,000円	20,000円	（実 損 額） 円
		自然災害（見舞金） 床上浸水（全床50%以上）			
	150cm以上	240,000円	160,000円	80,000円	
	100～150cm未満	120,000円	80,000円	40,000円	
	50～100cm未満	60,000円	40,000円	20,000円	

・自然災害等による給付については、自治体の罹災証明書をもって被災状況の上位項目および特記事項を優先し判断の上支給する。

組 災 害 活 見 舞 金	障害等級外治療	360,000円	240,000円	120,000円	
	入院見舞金	3,000円/日	2,000円/日	1,000円/日	(医療機関名) (入院 日)
	通院見舞金	15,000円	10,000円	5,000円	(医療機関名) (通院 日)
	手術見舞金	30,000円	20,000円	10,000円	(医療機関名)
	災害費用見舞金	100万円以内	100万円以内	100万円以内	

・この共済金請求書兼領収書は2026年1月1日以降の事由発生分より使用して下さい。

・太枠線内についてご記入下さい。

・受給手続きは、事由の発生後必ず180日以内に終了して下さい。(送付先：三菱自動車ふそう労連・事務局宛)

※重度の精神疾患 精神障害者保健福祉手帳を更新して取得した場合、更新毎に給付を行う。

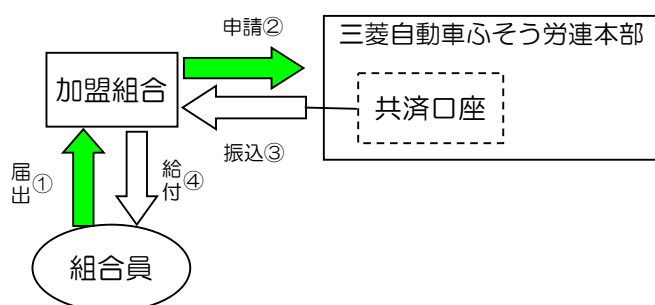
受付No.			
振込金額	円		
振込期日			
事務局長	第2認定者	第1認定者	共済担当者
(ここに署名・捺印)			

①共済規定運営内規（一部損壊・損壊給付区分）

実 損 額	給 付 額		
	ダイヤ	ゴールド	シルバー
36万円以上	162,000円	108,000円	54,000円
1万円～36万円未満※	45%	30%	15%
1万円未満	給付なし	給付なし	給付なし

※給付額は、実損額に各プランの％を掛けた金額。

②共済金申請フロー



④共済金の請求に必要な書類

	必要書類
本人死亡	- 死亡診断書 - 公的機関の発行する死亡認定書 - 上記以外に死亡を証明するもののうち、いずれか - 受取人の戸籍謄本または抄本（写し可）
本人重度障害	身体障害者手帳
本人重度の精神疾患	精神障害者保健福祉手帳
住宅災害 （含む自然災害）	- 公的機関の発行する罹災証明書 - 見積書、請求書、領収書のいずれか - 写真
・上記の証明書については、写しても可とする	
長期傷病	会社または加盟組合が発行する休業証明書もしくは休業を確認できるもの

③組合活動災害見舞金の請求に必要な書類

【見舞金必要書類】

開催案内など、組合活動中であることが確認できるもの

	添付必要書類
障害等級外治療	事由発生時と事由発生日を含む181日後における医師の診断書
入院見舞金	医療機関の証明書（診療明細書など）、但し請求が10万円を超える場合は医師の診断書
通院見舞金	医療機関の証明書（診療明細書など）
手術見舞金	医療機関の証明書（診療明細書など）
災害費用見舞金	加盟組合が費用を支払ったこと及びその金額を証明するもの

【個人情報に関する事項について】

全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会（以降 三菱自動車ふそう労連）では、『全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会プライバシーポリシー』にもとづき、加盟組合員の個人情報を厳重に取り扱い、適正な個人情報の管理を実施しています。今回、記入いただいた三菱自動車ふそう労連 ゆうあい共済 共済金請求書兼領収書（個人情報）は、三菱自動車ふそう労連が定める共済規定にもとづく共済制度を加盟組合員およびその家族に利用していただく際の実務に供するために利用させていただきます。

作成例

年 月 日

全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会 御中

〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印

休 業 証 明 書

または、
会社社長名

下記の事由により会社を休業していたことを証明いたします。了

記

1. 氏 名	〇〇〇 〇〇
2. 生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
3. 休業期間	自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇ヶ月)
4. 休業理由	例)「病気療養中の為休業」

以上

作成例

年 月 日

全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会 御中

〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印

組合活動中の災害証明書

下記の通り、組合活動中に起った災害であることを証明いたします。

記

1. 給付項目（該当に〇印）	障害等級外治療・入院見舞金・通院見舞金・手術見舞金 災害費用見舞金
2. 氏 名	〇〇 〇〇〇
3. 生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
4. 組合活動・行事名	〇〇会議 、レクリエーション名など
5. 事由発生日	〇〇年〇〇月〇〇日
6. 事由発生場所	〇〇〇グラウンド
7. 発生状況	
8. 傷病名・手術名	〇〇じん帯断裂
9. 備 考	

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 30 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, typical of notebook or composition paper. The lines are thin and light grey, set against a plain white background. There are no margins, text, or other markings on the page.

MEMO

[illegible]

